

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表十二(十九) 平十四・四・一以後終了事業年度分

資産の種類及び名称		1					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平	・	平	・	平	・
				円		円		円
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首現在特別修繕準備金	3						
	当期取崩額	特別修繕費を支出した場合による取崩額	4					
		同上以外の場合による取崩額	5					
	計	(4) + (5)	6					
	減	(3)のうち前期末までに益金の額に算入された金額	7					
		当期中において益金の額に算入すべき金額 (23)+(25)-(6)	8					
	計	(7) + (8)	9					
	差引特別修繕準備金	(3)-(6)-(9)	10					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合の取崩額 (10)と(24)のうち少ない金額)	11						
	当期積立額	12						
積 立 限 度 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	13						
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	14						
	(14)-(10) (マイナスの場合は0)	15						
	当期の月数 積立期間の月数	16	—	—	—	—		
	(14)×(16)	17	円	円	円	円		
	積立限度額 (15)と(17)のうち少ない金額)	18						
積立限度超過額 (12) - (18)	19					円		
差引期末特別修繕準備金 (10)+(12)-(19) (11)に記載がある場合は、(10)-(11)	20							
益 金 算 入 額 の 計 算								
積立期間終了事業年度末の翌日から2年を経過した事業年度終了の日の差引特別修繕準備金額 (当該経過した事業年度終了の日の(10))	21		円		円		円	
期首現在の準備金額	22							
当期 益金 算入 額	特別修繕費を支出した場合	23						
	積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合 (21) × $\frac{1}{60}$	24						
	(23) 及び (24) 以外の場合	25						
当期損金算入額	26							
翌期繰越額 (22)-(23)-(24)-(25)+(26)	27							

別表十二(十九)の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第57条の8(特別修繕準備金)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「資産の種類及び名称1」には、船舶については1隻ごと、炉、ガスホルダー又は貯油槽については1基ごとに、その名称を記載します。
- 3 「前回の定期検査又は特別修繕の年月日2」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度である場合は、当期の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。
- 4 「期首現在特別修繕準備金3」には、当期首現在における法人計算による特別修繕準備金の金額を記載します。
- 5 「当期積立額12」には、当期において損金経理により特別修繕準備金勘定へ繰り入れた金額を記載します。
- 6 「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額13」は、①当該資産につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産(船舶に限ります。)につき当期末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。
- 7 「積立限度額の計算」の「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}} \times 16$ 」は、次により記載します。
 - (1) 「積立期間の月数」には、措置法令第33条の7(特別修繕準備金)及び措置法規則第21条の14第3項(特別修繕準備金)において資産別に定められている月数を記載します。
 - (2) 「当期の月数」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度である場合は、その完了の日から当期末までの期間の月数を記載します。

なお、措置法第57条の8第9項の規定の適用を受ける場合にあっては、「当期首から適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日の前日までの期間の月数」を記載し、当期が同条第11項、第12項、第14項又は第16項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度である場合にあっては、「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の日から当期末までの期間の月数」を記載します。
 - (3) 「積立期間の月数」及び「当期の月数」の月数は、1月末満の端数が生じた場合には1月として計算します。
- 8 「積立期間終了事業年度末の翌日から2年を通過した事業年度終了の日の差引特別修繕準備金額21」は、各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定資産に係る特別の修繕の完了予定日として措置法令第33条の7第13項で定める日の属する事業年度終了の日の翌日から2年を経過したものがある場合には、当該経過した事業年度終了の日の「10」を記載します。
- 9 「積立期間終了から2年経過後5年間均等取崩しによる場合(21)× $\frac{24}{60}$ 」の分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。